

令和2年度 西成区社会福祉協議会善意銀行助成要項

《 趣 》 この銀行は、ひろく市民の誰もが参加でき、また誰もが心の中に持っている善意を出し合い、これを預託するものである。

その善意をまとめて、適正な助成(払い出し)により、地域の社会活動やボランティア活動を推進し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

《対 象 者》 西成区内で活動する社会福祉の増進に寄与する法人または、5名以上の団体・ボランティアグループ

但し、一法人・団体・グループにつき一申請とする

《対象事業》 令和2年度実施事業(但し、令和2年度中に完了する事業:事業助成金)
同一事業については1団体しか申請できません。

《助成総額》 特定テーマ払出「福祉ボランティア応援資金」と合わせて総額 1, 200, 000円

《申請期間》 令和2年1月20日(月)から令和2年2月21日(金)まで

《申請方法》 所定の申請用紙に添付書類を添えて提出してください。
(なお、提出いただいた書類はお返しできませんので、ご了承ください)

- ※添付書類
1. 定款、会則、規約など
 2. 役員名簿
 3. 前年度収支決算書
 4. 事業実施計画書(申込使途がわかる資料 例:パンフレット・ちらし)
 5. 収支予算書
 6. その他(見積書等)

《 査 》 「善意銀行運営委員会」(令和2年3月開催予定)において審査し、決定します。
なお、審査結果により、一部減額、不交付の場合もありますのでご了承ください。

《交付日程》 令和2年3月下旬～4月上旬に交付予定

《完了報告》 交付が決定した場合、申請された事業終了後、「報告書」を作成し、提出していただきます。未提出や、申請と内容が異なる場合は返金いただく場合があります。

《そ の 他》 (1)事業助成として払い出しをしますので、事業実施をともなわない物品の購入は助成の対象外となる場合があります。
(2)善意銀行「特定テーマ」払出等、西成区社会福祉協議会が実施する助成金と重複して申請はできません。